

別冊 1

和木町地域防災計画（本編）

第2編9章「災害時要配慮者対策」

第3編15章「要配慮者支援計画」

和木町要配慮者対策・支援計画



平成30年10月30日(改正)

令和2年11月6日(改正)

令和8年5月7日(改正)

和木町(企画総務課)

目 次

第1章	はじめに	3
第1節	目 的	3
第2節	本対策・計画の位置付・意義	3
第3節	作成の経緯	3
第4節	災害時要配慮者の要件	4
第5節	避難行動要支援者の要件	4
第2章	要配慮者対策	5
第1節	社会福祉施設、病院等の対策	5
第1項	組織体制の整備	5
第2項	施設・設備等の整備	6
第2節	災害時要配慮者対策	6
第1項	避難支援体制の確立	6
第2項	防災設備等の設置促進	7
第3節	避難行動要支援者対策	7
第1項	災害時要配慮者名簿の作成・追加・更新	7
第2項	避難行動要支援者名簿の作成・追加・更新	9
第3項	個別避難計画	10
第4項	個別避難計画に基づく避難支援に必要な体制の整備	13
第4節	防災知識の普及・啓発・訓練	14
第1項	防災知識等の普及・啓発	14
第2項	防災訓練	14
第5節	避難所対策	16
第1項	生活の場の確保対策	16
第2項	介助・生活支援体制の確保	16
第3項	福祉避難所の整備	16
第3章	要配慮者支援計画	17
第1節	避難誘導支援及び避難所の管理等	17
第1項	避難誘導及び避難支援	17
第2項	避難所の設置・運営	22
第3項	生活の場の確保	23
第2節	保健・福祉対策	23
第1項	実施体制の確保	24
第2項	保健対策	24
第3項	福祉対策	24
第4項	社会福祉施設の対応	25

参考資料

和木町地域防災計画（資料編）

- 資料 1 「要配慮者施設、避難場所等の指定一覧」
- 資料 2 「医療施設避難確保計画（記載例）」
- 資料 3 「学校避難確保計画（記載例）」
- 資料 4 「社会福祉施設避難確保計画（記載例）」
- 資料 5 「避難確保計画作成（変更）報告書」
- 資料 6 「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」
- 資料 7 「様式第 1 号 災害時要配慮者名簿」
- 資料 8 「様式第 2 号 災害時要配慮者名簿に関する覚書」
- 資料 9 「高齢者世帯調査票（65歳以上）」
- 資料 1 2 「様式第 5 号 災害時要配慮者名簿等変更届書」
- 資料 1 3 「様式第 3 号 災害時要配慮者名簿管理・利用報告書」
- 資料 1 4 「避難行動要支援者名簿（〇〇地区）」
- 資料 1 5 「個別避難計画作成同意書」
- 資料 1 6 「個別避難計画」
- 資料 1 7 「主要指定避難所開設・運営の考え方」
- 資料 1 8 「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 1 9 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 0 「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 1 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 2 「三井記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 3 「感染症対策下における避難所開設・運営計画」
- 資料 2 4 「令和〇年度 〇〇〇〇洪水避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 5 「令和〇年度 〇〇〇〇高潮避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 6 「令和〇年度 〇〇〇〇津波避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 7 「令和〇年度 〇〇〇〇土砂災害避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 8 「避難訓練実施報告書」
- 資料 2 9 「津波避難計画」
- 資料 3 0 「土砂災害警戒区域に対する避難（移動）支援担任区分」
- 資料 3 1 「浸水想定区域に対する避難（移動）支援担任区分」
- 資料 3 2 「災害時受援計画」

第1章 はじめに

第1節 目的

本計画は、町に在住する要配慮者を対象として、平時から特段の配慮した防災対策を推進して安全確保体制を整備するとともに、災害発時等においては、避難からその後の生活に至るまでの各段階において支援が必要な災害時要支援者等の安全や心身の健康状態確保のための具体的な対策等を定める事を目的とする。

第2節 本対策・計画の位置付・意義

本計画は、「和木町地域防災計画」（本編）第2編「災害予防計画」第9章「災害時要配慮者対策」及び第3編「災害応急対策計画」第15章「要配慮者支援計画」の内容に、「和木町要配慮者支援マニュアル」（「和木町地域防災計画」の下部計画）の内容を併せるとともに、個別避難計画及びそれにもとづく避難支援要領等を具体化したものを含め、「和木町地域防災計画」内の「災害時要配慮者対策」及び「要配慮者支援計画」に代わる総合的な下部計画として作成する。

「和木町地域防災計画」の下部計画とする事により、災害時の要配慮者対策に関する関係部署における計画に基づく施策の実効性の向上を図るとともに、要配慮施策に関する法改正、ガイドライン等の見直し等に対して、本計画改正により適時・適切な対応を可能にするものである。

第3節 作成の経緯

- 1 平成18年に、山口県地域防災計画（本編）の編、章の構成に準拠して、「和木町地域防災計画」を改正し、第2編「災害予防計画」内の第9章「災害時要配慮者対策」及び第3編「災害応急対策計画」第15章「要配慮者支援計画」を位置づけ
- 2 平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、災害時要支援者名簿を作成
- 3 平成30年3月に災害時要配慮者名簿を「和木町地域防災計画」に位置付けるための改正
- 4 平成30年10月に、県の要配慮者支援マニュアル策定ガイドラインに基づき、「和木町要配慮者支援マニュアル」を制定
- 5 令和2年11月に「避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の平時からの提供促進等について」による避難支援関係者等への平常時からの名簿提供等の促進への通知とともに、自治会長等からの要配慮者名簿の共有範囲拡大の要望を受け、「和木町要配慮者支援マニュアル」を改正
- 6 令和3年3月に「和木町要配慮者支援マニュアル」を含む諸計画、マニュアルの位置付のため「和木町地域防災計画」を改正
- 7 令和3年5月の災害対策基本法の改正による個別避難計画作成について市町村長の努力義務化に伴い、同年12月より個別避難計画の作成を開始

- 8 令和6年1月に、土砂災害警戒区域を含む地区を対象とした個別避難計画を作成
- 9 令和6年3月より、津波・高潮・洪水の浸水想定区域を含む2個地区の個別避難計画作成を開始
- 10 令和7年2月に、津波・高潮・洪水を対象とした個別避難計画を作成

第4節 災害時要配慮者の要件

施設入所者及び長期入院者を除く下記のいずれかの要件に該当する者を要配慮者とする。

- 1 ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、後期高齢者（概ね75歳以上）のみの世帯、寝たきり高齢者、認知症の診断を受けた者
- 2 身体障害者手帳所持者（1級又は2級）
- 3 療育手帳所持者（A又はB）
- 4 精神保健福祉手帳所持者（1級又は2級）
- 5 就学前の乳幼児がいるひとり親世帯
- 6 その他配慮が必要と認められる者（要介護認定を受けた者など）

第5節 避難行動要支援者の要件

以下の1～3の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

ただし、難病者（山口県岩国健康福祉センター、社会福祉協議会等から提供）においては、2を除く要件に該当すると認められる者

- 1 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内等の災害の危険が高い地域に居住している者
- 2 同一世帯内又は近傍において支援可能な家族及び同居者が所在しない等の居住環境にある者（避難支援が可能な同居者が所在しない。）
- 3 以下の状態である者
 - (1) 要配慮者の要件に災害の身の危険を察知できない、もしくは困難な者
 - (2) 身の危険を察知しても、自ら又は居住者相互において避難行動が困難な者、又は避難行動に長時間を要する者

第2章 要配慮者対策

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

1 町は、次の事項に注意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、通院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

(2) 資料1「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域等に所在する要配慮者施設」に示す、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を利用する要配慮者の避難確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成及び同計画に基づく避難訓練の実施とともに、これを町に報告することについて、関係諸規則に基づく町の責任として、指導・助言を行うものとする。

資料1「要配慮者施設、避難場所等の指定一覧」

2 町は、資料1「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域等に所在する要配慮者施設」に示す、要配慮者利用施設の管理者が、関係諸規則に基づき作成する避難確保計画について、記載例の提示等、助言等を行い実効性ある計画の作成を支援する。

資料2「医療施設避難確保計画（記載例）」

資料3「学校避難確保計画（記載例）」

資料4「社会福祉施設避難確保計画（記載例）」

3 社会福祉施設、病院等の所有者及び管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

また、職員や入所・通院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的を実施する。

(2) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

(3) 資料1「要配慮者施設、避難場所等一覧」3「警戒区域等に所在する要配慮者施設」に示す、要配慮者利用施設の管理者は、関係諸規則に基づき避難確保計画を作成し、また当該計画を修正・変更した場合には町に報告するものとする。

資料5「避難確保計画作成（変更）報告書」

第2項 施設・設備等の整備

- 1 町は、社会福祉施設、病院等の管理者を支援し、災害時における入所者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 町は、県と連携して要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 町は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機の設置、防災行政無線テレホンサービス、防災行政無線アプリを含む）、和木町防災メール、エリアメール、町HP、文字放送等の防災情報伝達・確認手段の整備、運用を維持・管理する。また、当該施設の避難状況等を把握するため、施設との交信手段の取り決め等連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・通院者等に対し、継続したサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入所・通院者等の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 災害時要配慮者対策

第1項 避難支援体制の確立

町は、次の役割分担による災害時要配慮者の避難支援体制を確立する。

- 1 保健福祉課
要配慮者対応の主体として次の業務を行うものとする。
 - (1) 要配慮者名簿の作成及び提供に関する事項
 - (2) 「高齢者等避難」の発令予測段階における避難支援準備と発令後の避難支援の実施に関する事項
 - (3) 避難所等における要配慮者の介助・支援及び移送に関する事項
 - (4) 被災した要配慮者に対する資料6「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に示す支援施策等に関する窓口業務に関する事項
 - (5) 要配慮者の参加する避難訓練等の支援に関する事項
 - (6) 要配慮者名簿の個人情報の保全に関する事項

資料6「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」
- 2 企画総務課
個別避難計画の作成・運用の担当部署として次の業務を行うものとする。
 - (1) 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

- (2) 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に関する事項
- (3) 避難支援体制の整備及び運用・統制に関する事項
- (4) 避難訓練の企画・実施に関する事項
- (5) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の個人情報の保護に関する事項
- 3 自主防災組織（自治会）・民生委員児童委員
 - (1) 避難行動要支援者名簿作成への情報提供、支援に関する事項
 - (2) 個別避難計画に係わる避難支援等関係者の選出に係わる事項
 - (3) 「高齢者等避難」発令時における地区内に所在する避難行動要支援者への情報提供に関する事項
 - (4) 避難訓練の支援に関する事項
- 4 消防団
 - 「高齢者等避難」発令時の避難行動要支援者への避難支援に関する事項
- 5 社会福祉協議会
 - (1) 「高齢者等避難」発令時における地区内に所在する避難行動要支援者の避難支援に関する事項
 - (2) 要配慮者が所在する避難所へのボランティアの派遣と介助・支援に関する事項
- 6 警察、消防
 - 「高齢者等避難」発令時における避難行動要支援者の避難支援に関する事項

第2項 防災設備等の設置促進

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報機、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

第1項 災害時要配慮者名簿の作成・追加・更新

1 町（保健福祉課）は、以下のとおり毎年又はその都度、資料7「様式第1号 災害時要配慮者名簿」による災害時要配慮者名簿を作成・更新する。

(1) 第1章第4節第1項) に示す者

民生委員児童委員により、毎年行われる高齢者実態調査により「災害時要配慮者名簿に関する覚書」により同意を得た者に対して作成された「高齢者世帯調査票（75歳以上）」を基に、毎年、作成する。

(2) 第1章第4節第2～6項（第1項以外）に該当する者は併せて、災害時要配慮者名簿に登録する。

資料7「様式第1号 災害時要配慮者名簿」

資料8「様式第2号 災害時要配慮者名簿に関する覚書」

資料9「高齢者世帯調査票（65歳以上）」

- (3) 民生委員児童委員より災害時要配慮者名簿に掲載された要配慮者の変更（修正、追加、削除）により「災害時要配慮者名簿等変更届書」が提出された場合は、その都度、災害時要配慮者名簿を修正するとともに、避難行動要支援者名簿の作成担当部署（企画総務課）に通報する。

資料12「様式第5号 災害時要配慮者名簿等変更届出書」

2 災害時要配慮者名簿に記載する事項

- (1) 自治会名
- (2) 住所
- (3) 氏名・カナ氏名
- (4) 生年月日
- (5) 性別
- (6) 電話番号
- (7) 配慮の内容
- (8) 希望（同意）支援
- (9) 世帯人員数

3 災害時要配慮者名簿の提供

(1) 平素の提供

平素より提供する組織は次のとおりとする。この際、社会福祉協議会及び自主防災組織は、当該名簿の提供を希望する場合は、様式2号「災害時要配慮者名簿に関する覚書」の提出を受けて提供するものとし、提供を受けた社会福祉協議会及び自主防災組織は、名簿の管理・利用について毎年3月までに様式第3号「災害時要配慮者名簿管理・利用報告書」により保健福祉課に報告するものとする。

- ア 保健福祉課
- イ 企画総務課
- ウ 民生委員児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織（当該地区に所在する掲載者分）

資料13「様式第3号 災害時要配慮者名簿管理・利用報告書」

(2) 災害時等の提供

- ア 災害発生時、又は発生の恐れのある場合には、必要に応じて安否確認、避難支援関係者に災害時要配慮者名簿又は記載の情報を提供するものとする。
- イ 町（保健福祉課）は、要配慮者の生命、身体及び財産を守る必要が生じた場合及び要配慮者の円滑な避難を行うため必要な場合は、「和木町個人情報保護条例」の規定に違反しない範囲において、前項の「平素の提供」に該当する組織の他、医療機関、警察、消防関係機関等に名簿を提供する。

4 提供された災害時要配慮者名簿の管理

- (1) 提供を受けた組織は、当該名簿の管理責任者を定め、保健福祉課に届ける。

- (2) 提供を受けた災害時要配慮者名簿は、情報漏えい防止のため厳重に保管する。
- (3) 町（保健福祉課）は、提供した災害時要配慮者名簿を更新する場合、更新時には更新前の名簿を確実に回収し、処分するものとする。
- 5 災害時要配慮者名簿の被災者支援業務システム等への活用
本名簿は、災害時等における安否確認、避難先での医療支援、健康管理とともに、「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、被災者支援業務システム等による被災した要配慮者の生活再建に活用するものとする。

第2項 避難行動要支援者名簿の作成・追加・更新

- 1 町（企画総務課）は、以下のとおり毎年又はその都度、避難行動要支援者名簿を作成・更新する。

(1) 作成・追加

第2章第3節第1項により作成した災害時要配慮者名簿に掲載される災害時要配慮者のうち、第1章第5節の要件に該当する者（避難行動要支援者の要件）として、当該地区の自治会、民生委員児童委員等と町（企画総務課）が協議により避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿に登録する。

災害時要配慮者名簿の更新等により、新たに災害時要配慮者となった場合においても、同様の協議を経て、第1章第5節の要件に該当する者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に追加登録する。

資料14 「避難行動要支援者名簿（〇〇地区）」

(2) 更新

ア 避難行動要支援者が以下の場合、避難行動要支援者名簿より削除する。

(ア) 逝去、町外転出、入所、長期入院となった場合

(イ) 町内転居により、転居先が危険区域（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）外となった場合

(ウ) 前記の他、災害時要配慮者名簿より削除された場合

イ 次の場合は、避難行動要支援者の修正を行う。

(ア) 「災害時要配慮者名簿等変更届書」により、避難行動要支援者に係る変更（修正、追加、削除）があった場合

(イ) 前記の他、災害時要配慮者に係る変更があった場合

2 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- (1) 自治会名
- (2) 地図番号、個別避難計画整理番号
- (3) 生活状況
- (4) 住所
- (5) 氏名
- (6) 電話番号
- (7) 性別

- (8) 生年月日、年齢
- (9) 備考（避難支援を行う上で考慮すべき事項等）
- 3 避難行動要支援者名簿の適用・提供
 - (1) 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49の14に基づく避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）における作成対象者とする。
 - (2) 次に示す組織に、対象の避難行動要支援者分の名簿について、個別避難計画に併せて提供するものとする。
 - ア 町（企画総務課、保健福祉課）
 - イ 地区代表者（自治会長又は民生委員児童委員）
 - ウ 避難支援等実施者
 - エ 消防団（本部、分団）
- 4 提供された避難行動要支援者名簿の管理及び秘密保持
 - (1) 提供を受けた部署、組織において管理者を指定する。
 - (2) 管理者は、提供を受けた避難行動要支援者名簿等の閲覧者を最小限とするとともに、適切な容器に保管し定期的に点検を行う等適切に管理するものとする。また、管理者は、災害対策基本法第49条の13に基づく秘密保持を厳守するとともに、関係者に対する指導・徹底を行うものとする。
 - (3) 町（企画総務課）は、提供した避難行動要支援者名簿を更新する場合、更新時には更新前の名簿を確実に回収し、処分するものとする。

第3項 個別避難計画

- 1 個別避難計画に基づく避難支援と役割分担は次のとおりとする。

表1 「個別避難計画に基づく避難支援と役割分担」

避難支援区分	支援内容	担 任
避難情報等の情報伝達	「高齢者等避難」発令の伝達、対象者への避難の促し	避難支援等実施者
計画対象者の避難行動の把握	避難支援等実施者からの「自己避難」「屋内避難」「避難支援要請」別の把握と町への通報	地域代表者 (自主防災組織又は民生委員児童委員)
	通報を受け全般の避難行動を把握	町 (企画総務課)
避難行動要支援者が避難支援を求める場合の対応	避難支援要請者への連絡、避難支援関係組織への支援指示	町 (企画総務課)
	避難支援要請者への避難支援	町 (保健福祉課、消防団等)

- 2 個別避難計画の作成・削除・更新

町（企画総務課）は、避難行動要支援者名簿の作成・更新に連携して、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画を作成するとともに、作成した個別避難計画の削除・更新が必要となった場合は、その都度行うものとする。

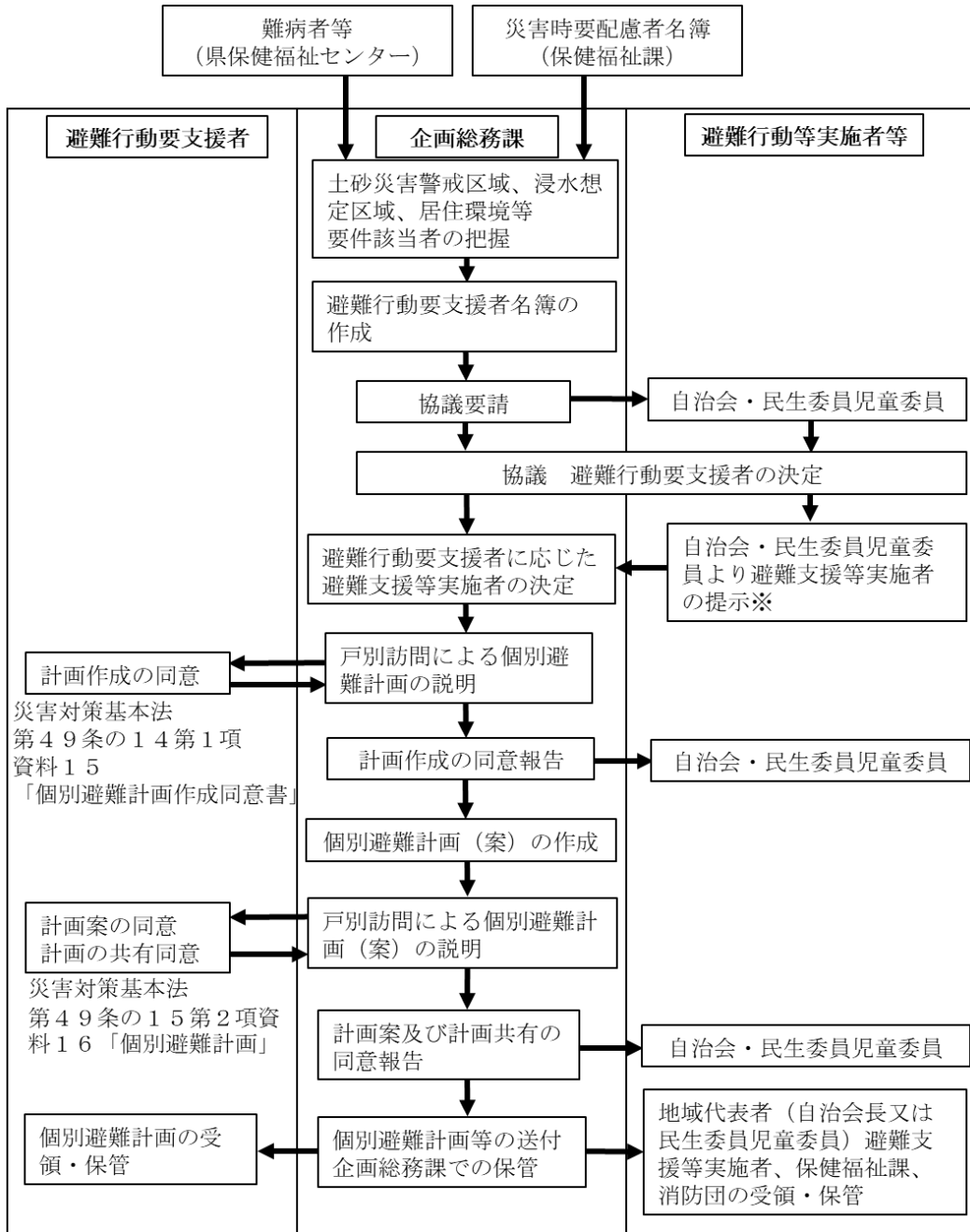
(1) 個別避難計画の作成

ア 作成対象

避難行動要支援者名簿の掲載者（追加者を含む）を対象とする。

イ 作成手順

図1 「個別避難計画の作成手順」



※ 自治会・民生委員児童委員の提示する避難支援等実施者は、伝達・支援の
確実性を期するため、避難行動要支援者毎に正・副2名の指定が望ましい。

資料15 「個別避難計画作成同意書」

資料16 「個別避難計画」

(2) 削除

作成・更新された避難行動要支援者名簿より削除された避難行動要支援者の個別避難計画は、その都度削除する。

(3) 更新

個別避難計画内の記載事項において、変更（避難行動要支援者、避難行動実施者、避難先・経路）があった場合は、その都度計画を更新するものとする。

3 個別避難計画に記載する項目

(1) 避難行動要支援者に関する事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 配慮すべき事項
- キ 緊急連絡先の氏名、続柄、住所、連絡先

(2) 避難支援等実施者に関する事項

正・副の氏名、住所又は居所、電話番号その他の連絡先

(3) 避難施設その他の避難場所及び避難経路等に関する事項

4 個別避難計画の共有・管理

(1) 町（企画総務課）は、災害対策基本法第49条の15第2項による配慮の下に、個別避難計画の提供（保管）先、提供の範囲、提供するファイル数は次のとおりとする。

表2 「ファイル化した個別避難計画の提供先・提供範囲等」

提供先		提供の範囲	ファイル数 (冊)
町	企画総務課	避難行動要支援者全員分	2
	保健福祉課		2
避難行動要支援者		本人分	1
地区代表者（自治会長又は 民生委員児童委員）		担当地区内の避難行動要支援者全員分	1
避難支援等実施者	正	担当する避難行動要支援者分	1
	副		1
消防団	本部	避難行動要支援者全員分	1
	分団	担任地区内の避難行動要支援者全員分	1

(2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第45条の15に基づき避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等

が行われるよう努めるものとする。

(3) 提供された個別避難計画の管理及び秘密保持

提供を受けた部署、組織は、提供された個別避難計画について災害対策基本法第49条の17に基づき管理及び秘密保持を行うものとする。

第4項 個別避難計画に基づく避難支援に必要な体制の整備

1 避難（移動）支援計画の作成

町（企画総務課）は、本節第3項1に示す「避難行動要支援者が避難支援を求める場合の対応」について、実効性ある避難支援を行う体制を整備する。

2 避難所等における要配慮者の受け入れに関する事項

(1) 町（企画総務課）は、過去の大規模地震災害時の避難所への避難率から避難者数を想定し、町内の要配慮者を含む避難者を受け入れ可能な5ヶ所の大規模・高層階の指定避難所を主要指定避難所として位置付ける。

(2) 町（企画総務課）は、限られた避難所運営職員により主要指定避難所を開設・運営することを考慮し、災害の恐れからの予防的避難、被災による避難の別、避難者数の予測による逐次開設又は一挙に開設の判断等、主要指定避難所の運用の考え方を確立する。

逐次開設する場合には、主要指定避難所の内、施設の設置目的、設備及び環境等を考慮し、下記の表のとおり開設順位を定める。

この際、災害対策基本法第56条第2項に基づき要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「高齢者等避難」（警戒レベル3）の発令において、避難対象となる要配慮者の他、自主避難者を受け入れるため優先的に開設する主要指定避難所として総合コミュニティセンターを指定する。

表3 「主要指定避難所の逐次開設における優先順位」

優先順位	主要指定避難所	備考
1	総合コミュニティセンター	早期避難所を兼ねる。
2	和木中学校	
3	和木こども園	
4	和木小学校	
5	三井化学記念体育館	

(3) 町（企画総務課）は、各主要指定避難所において、要配慮者の受け入れ時の聞き取り（避難者カードの提出を含む）により要配慮者の心身の状況を把握し、既往症等に配慮した宿泊（滞在）、トイレ・洗面等の利用及びプライバシーに配慮した収容場所（部屋）を指定する。また、滞在間においては、勤務員及び保健師等による随時、見守り・介助・支援（指導）等の体制を確保し、必要な生活用品等の配分、医療施設との連携について、要配慮者の視点に立った避難所の開設・運営となるようにマニュアルを作成する。

この際、新型コロナウイルス感染症の全国的拡大を教訓として、感染症対策に特段の配慮が必要な事態の中で、避難所の受付時の感染者の判定・区分、受け入れ後の感染防止及び感染者発生時の対応を規定した開設・運営マニュアルについても作成するものとする。

- 資料 1 7 「主要指定避難所の開設・運営の考え方」
- 資料 1 8 「総合コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 1 9 「和木中学校避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 0 「和木こども園避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 1 「和木小学校避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 2 「三井化学記念体育館避難所開設・運営マニュアル」
- 資料 2 3 「感染症対策下における避難所開設・運営計画」

第 4 節 防災知識の普及啓発・訓練

第 1 項 防災知識等の普及・啓発

- 1 町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、消火器及び住宅用火災報知器の設置、家具の転倒防止措置、感震ブレーカーの設置、防災リュックの準備等の家庭内での予防・安全対策等の理解を促進するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な視点に十分配慮することに努める。
- 2 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
- 3 町は、園児、生徒に対する安全対策として、災害時における安全確保の方法、保護者等との連絡体制を具体的に定めておくとともに、教職員や園児、生徒に対しても計画的に訓練を実施するように指導する。
- 4 外国人に対しては、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でないので、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

この際、技能実習により居住する外国人に対しては、当該外国人を雇用する事業主又は雇用労務責任者を通じて、対策を進めるものとする。

第 2 項 防災訓練

1 社会福祉施設、病院等の避難訓練

和木町地域防災計画の資料 1 「要配慮者施設、避難所等一覧」 3 「警戒区域等に所在する要配慮者施設」に記載された管理者は、関係法規に基づき作成した避難確保計画により避難訓練を行うとともに、その結果を「避難訓練実施報告書」により町長に報告するものとする。

町は、関係施設の管理者に対し、災害別の避難訓練実施計画（案）の提示等、実効性ある避難訓練の実施のための助言と支援を行うものとする。

- 資料 1 「要配慮者施設、避難場所等一覧」
- 資料 2 4 「令和〇年度 ○○○○洪水避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 5 「令和〇年度 ○○○○高潮避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 6 「令和〇年度 ○○○○津波避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 7 「令和〇年度 ○○○○土砂災害避難訓練実施計画（案）」
- 資料 2 8 「避難訓練実施報告書」

2 災害時要配慮者に対する避難訓練

(1) 町は、町総合防災訓練、個別避難計画に基づく避難訓練、コンビナート災害を想定した避難訓練、津波避難訓練を行い、災害時要配慮者を含めた各種災害時における避難行動及び避難支援の実効性の向上を図る。

(2) 町総合防災訓練

町は、災害対策本部訓練、消防団訓練、住民参加による総合防災訓練を3年毎に行う。

この際、住民参加による訓練においては地域連携し、地区内の災害時要配慮者への避難情報の伝達、避難所への避難支援、避難所における滞在等について、災害時要配慮者、支援者において体験を主体とした訓練によりその実効性の向上を図るものとする。

(3) 個別避難計画に基づく避難訓練

町は、避難行動要支援者を対象として、個別避難計画に基づき「高齢者等避難」発令以降の地域と町、消防団等が連携した避難訓練を実施し、避難情報の発令から避難所までの避難支援について、避難支援計画に基づく連携要領を確認するとともに、個別避難計画の実行性を検証する。

この際、計画作成後に行う避難訓練を重視し、避難支援に必要とする時間的尺度を把握するものとする。

(4) コンビナート災害を想定した避難訓練

町は、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」第5章「災害応急対策計画」第9節「避難計画」第4項「対象人口、避難先、避難経路」を対象として、同節第2項「避難指示等の基準」に達した場合又は達することが予測される場合を想定し、避難対象地区の在宅要配慮者を対象とした避難訓練を行う。

この際、同節第2項「避難指示等の基準」に達することが予測される場合における予防的避難として、対象地区の個別避難計画に基づく避難訓練を重視して行うものとする。

(5) 津波避難訓練

町は、南海トラフ巨大地震、周防灘断層群主部の地震等の海洋型地震の発生に伴い、和木町を含む瀬戸内海沿岸に「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合を想定し、「津波避難計画」に基づく避難訓練を行う。

この際、洪水・高潮・土砂災害の予測から段階的に避難情報を発令する場合と相違し、「津波警報」発表は、直ちに津波浸水対象区域への「避難指示」発令となるため、この場合の災害時要配慮者の避難先、避難支援の要領を重視して行うものとする。

資料29「津波避難計画」

第5節 避難所対策

第1項 生活の場の確保対策

避難所においては、高齢者や障害者にとっては厳しい環境となるため、避難所生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、総合コミュニティセンターに開設する避難所に収容する。この際、避難所の滞在が長期となる場合は、町営住宅の他、民間賃貸住宅、社会福祉施設等の活用とともに、隣接市、近隣県等の施設に仮収容する等の連携の強化に努める。

この際、被災時の男女のニーズの違い等多様な視点に十分配慮するように努める。

第2項 介助・生活支援体制の確保

- 1 町は、避難所における高齢者、障害者等の食事や排泄の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、社会福祉協議会、自主防災組織（自治会）等との連携・協力体制の整備に努める。
- 2 避難所における要配慮者の介助又は情報の伝達が適切に行われるようにするため、主要5カ所の避難所の開設・運営マニュアルに示す要配慮者の収容スペースを確保する。

第3項 福祉避難所の整備

- (1) 町は、和木町地域防災計画の資料1「要配慮者施設、避難所等一覧」2「福祉避難所」に示す施設との協定に基づき、避難した要配慮者が一般の避難所において、共同生活が困難で介護を必要とすると判断される場合の受け入れ先とする。

このため、町が当該施設での介助を必要とする避難者を判断するとともに、避難者の受け入れにより当該施設の職員で対応できない場合の職員の派遣等について定めておくものとする。

- (2) 町は、町内において警戒区域外に所在する滞在型の要配慮者施設について、福祉避難所としての指定を推進する。

資料1「要配慮者施設、避難場所等一覧」

第3章 要配慮者支援計画

第1節 避難誘導・支援及び避難所の管理等

町は、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難支援等を行う。

また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導及び避難支援

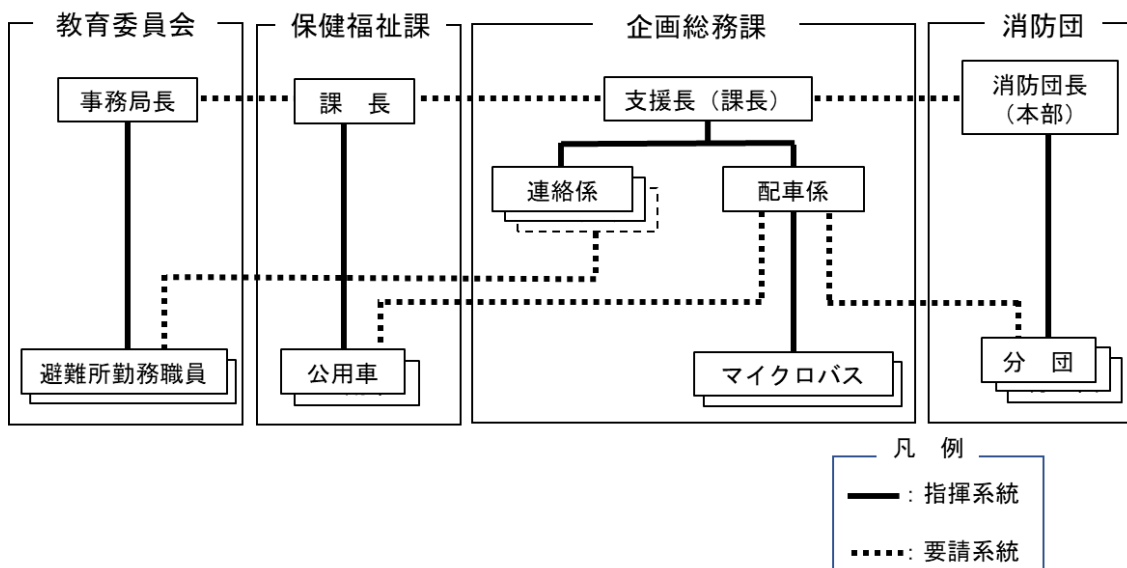
1 避難（移動）支援体制の確立

町は、避難指示等の発令又は発令が予測される場合には、次の避難（移動）支援体制を確立する。

表4 「編成及び初期配置場所（基準）」

編 成			初期配置場所
所 属	職 名	人 数	
企画総務課	支援長（課長）	1	執務棟2階 フロアー又は執務室
	連絡係	2～3	
	配車係	1	
	マイクロバス （2台）	添乗員2 運転手2	中継施設・場所
大竹タクシー			
消防団	消防団本部	消防団所定	所定
	1～3分団	各分団所定	分団車庫
保健福祉課	課長	1	所定
	公用車（2台）	運転手2、助手2	中継施設・場所
教育委員会	事務局長	1	所定
	避難所勤務職員	2以上	避難所（総合コミュニ ニティセンター）

図2 「避難（移動）支援における関係機関部署の役割及び指揮・要請系統」



2 避難指示等の発令

(1) 「高齢者等避難」の発令

町は、避難に時間及び支援を要する災害時要配慮者等に早めの避難を促し、また、避難支援のための余裕を確保及び災害対策基本法第56条第2項に示す配慮のため、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に基づき、災害の危険が予測される段階において「高齢者等避難」（警戒レベル3）を発令するとともに、避難所に職員を派遣する。

本発令においては、当日夕方から翌朝までに災害の発生が予測される場合には、要配慮者及び支援者等の安全を確保するため、当日の暗くなるまでに災害時要配慮者等の避難が完了できるように先行的（逆行的）に発令する。

(2) 「避難指示」の発令

町は、「高齢者等避難」発令から避難が完了していない要配慮者、「津波警報」発表による一斉避難となる要配慮者の避難を完了させるため、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」に示す「避難指示」発令の判断基準に達し、又は達することが予測される場合には、速やかに「避難指示」を発令するとともに、必要な場合、増加開設する避難所に職員を派遣する。

(3) 「緊急安全確保」の発令

町は、災害が発生又は切迫している状況において、避難が完了しない要配慮者を含む住民が予測される場合には、「緊急安全確保」（警戒レベル5）を発令し、その場、或いは近傍において命を守るための最善の行動を促すものとする。

3 避難指示等の伝達

町は、避難指示等の避難情報について、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」の「はじめに」第3項「避難指示等の伝達方法」により伝達する。

この際、「避難指示等の発令判断・伝達マニュアル」の各災害編に示す「避難指示等の伝達内容の例」に示すとおり、伝達の当初に危険度に応じたチャイム、サイレンの使い分けとともに、発令内容に警戒レベルを含める等、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人、地理に不案内な観光客等の要配慮者を考慮した伝達方法及び内容とする。

また、避難の必要がなくなった場合の発令（「避難指示等」解除の発令）も同様とする。

4 避難誘導

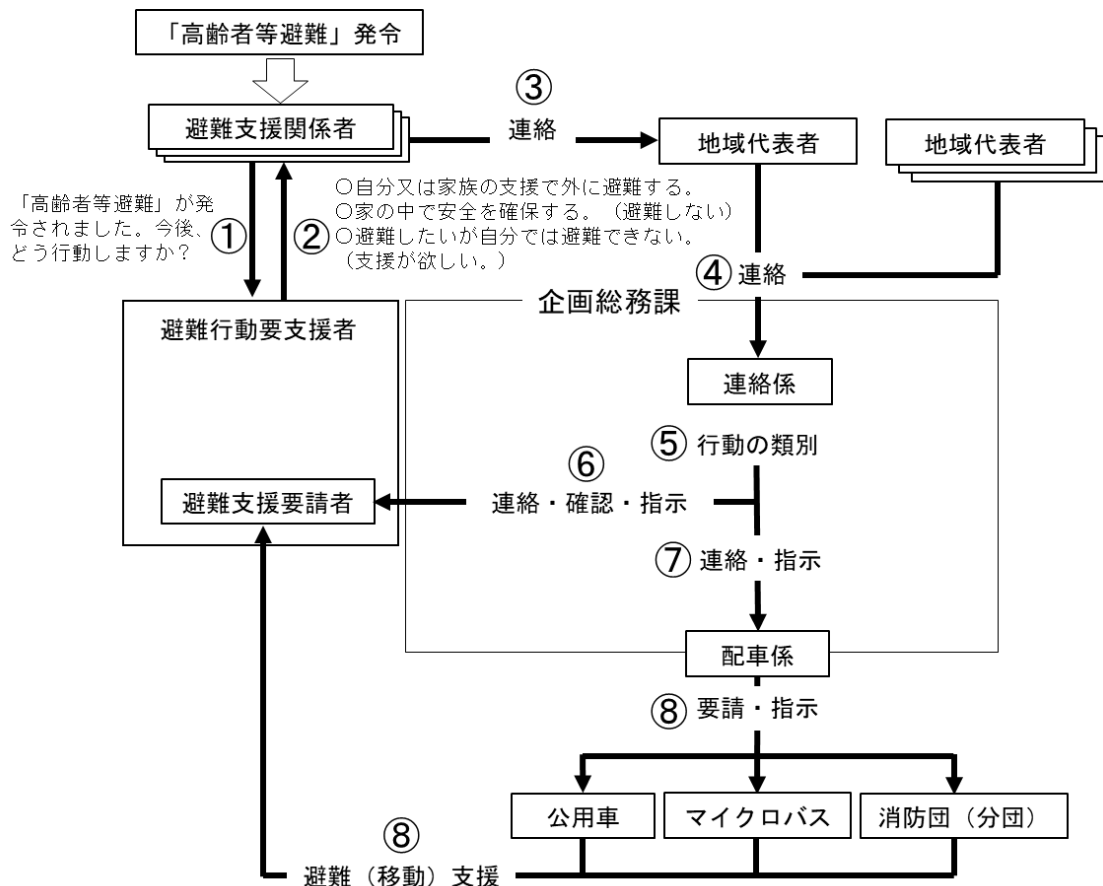
要配慮者は、警戒レベルに応じて段階的に避難情報が発令される進行型災害の場合は、「高齢者等避難」（警戒レベル3）の発令により避難を開始する。また、段階的な避難情報の発令とならない「避難指示」（警戒レベル4）の発令においても、同様に避難を開始する。

町は、住民避難においては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して避難誘導する。

5 避難支援

町は、地域、消防団と連携して、「高齢者等避難」（「津波警報」発表に伴う「避難指示」を含む）発令に伴い、次のとおり避難行動要支援者への避難支援を行う。

図3 「高齢者等避難」発令から避難（移動）支援の流れ



(1) 発令に伴う避難支援等実施者の行動

ア 避難支援等実施者は、発令以降、速やかに個別避難計画に基づき担任する避難行動要支援者に電話又は訪問により「高齢者等避難」発令に伴う避難の開始を促す（図3①）とともに、次のいずれかの今後の避難行動を確認（図3②）する。

(ア) 自分若しくは家族で屋外の安全な場所で避難する。

(イ) 屋内で安全確保する。

(ウ) 屋外に避難したいが自分や家族のみで避難できない。(避難支援要請)

イ 連絡と把握を行った避難支援等関係者は、速やかに地域代表者（自治会長又は民生委員児童委員）に把握した避難行動要支援者の今後の行動について報告（図3③）する。

この際、連絡のつかない避難行動要支援者についても併せて報告する。

(2) 地域代表者の行動

地区内の避難支援等実施者の報告を総合して、町（企画総務課）に電話、FAX等により情報提供（図3④）する。

(3) 町（企画総務課）の行動

町本部では、連絡を担当する職員（連絡係）と配車を担当する職員（配車係）が連携して、避難（移動）支援に関する確認、調整及び指示を行う。

ア 連絡を担当する職員（連絡係）の行動

(ア) 各地域代表者からの連絡を受け、以下の区分により避難行動要支援者の避難行動を把握（図3⑤）する。

- a 自助による屋外避難
- b 自宅（屋内）での安全確保
- c 避難支援要請（屋外に避難したいが自分や家族のみで避難できない）
- d 未確認者（連絡がつかない）

避難行動要支援者の行動は、関ヶ浜、瀬田、和木地区毎に表掲示し、関係者の情報共有を図るとともに把握（連絡）漏れを防止する。

(イ) 把握した避難行動について以下の対応（連絡）を行う。

a 避難支援要請

(a) 避難支援要請者に電話連絡を行い、心身の状況、特に徒歩移動の可能性について確認し、避難準備を行い自宅での待機を指示（表5②～④）する。

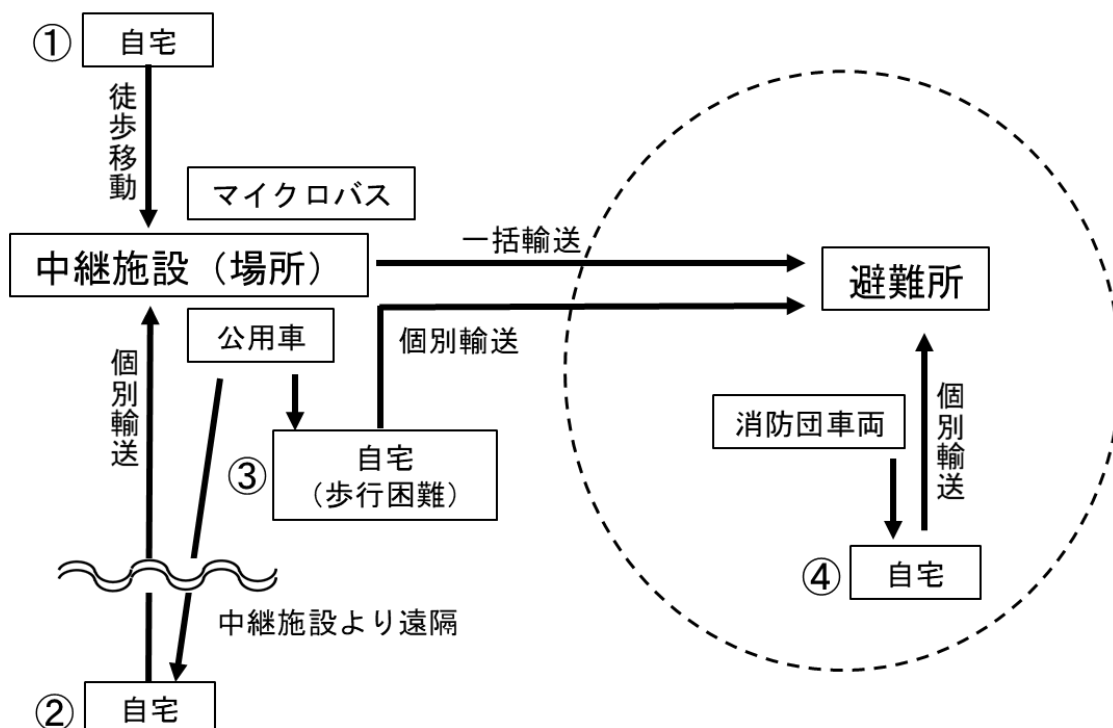
この際、中継施設・場所から自宅が近傍にあり徒歩移動可能な避難支援要請者に対しては、避難準備を行い当該施設・場所への移動を次のとおりに指示（表5①）する。

表5 「図3⑥における確認・指示の区分・内容及び移動（避難）支援要領」

No	区分	指示内容	避難（移動）支援	
①	中継施設の近傍で独歩可能な避難支援要請者	「〇〇施設から避難所に送迎するので、中継施設に移動」	中継施設 ↓ 避難所	マイクロバス (職員添乗)
②	中継施設から自宅が離隔している避難支援要請者	「自宅から〇〇施設に送迎するので、自宅に待機」	自宅 ↓ 中継施設 ↓ 避難所	保健福祉課 (公用車)
				マイクロバス (職員添乗)
③	独歩が困難な避難支援要請者	「自宅から避難所に送迎するので、自宅に待機」	自宅 ↓ 避難所	保健福祉課 (公用車)
④	中継所への移動方向が避難所から離隔する避難支援要請者		自宅 ↓ 避難所	消防団

図4 「避難（移動）支援要領と支援担任（基準）」

※ 表5の丸数字で示す支援要領は、下記のとおり。



(b) 避難支援要請者に対して、待機の指示又は中継施設・場所への徒歩移動の指示について、配車を担当する職員（配車係）に通報する。

b 未確認者

(a) 電話連絡を行い確認する。連絡がつかない場合は、個別避難計画に記載された「緊急連絡先」に連絡し、避難情報が発令された状況と本人との連絡がつかない事を説明し、緊急連絡先の家族・親族より本人に連絡を取り、町本部に連絡するように依頼する。

(b) 未確認者からの電話連絡があった場合、避難支援の要否を確認し、要請する場合には、前記「a 避難支援要請」により処置する。

(ウ) 避難支援要請者への指示が終了した場合、指示に基づく避難（移動）支援について配車を担当する職員（配車係）に通報（図3⑦）する。

イ 配車を担当する職員（配車係）の行動

通報を受けた避難支援要請者に対して、避難（移動）支援担当課に指示し、又は消防団に依頼（図3⑧）する。

この際、限られた避難（移動）支援力を効果的に運用するため、「土砂災害警戒区域」「浸水想定区域」別に避難（移動）支援の担任区分を定めるものとする。

資料30 「土砂災害警戒区域に対する避難（移動）支援担任区分」

資料31 「浸水想定区域に対する避難（移動）支援担任区分」

(4) 支援の指示・依頼を受けた部署、組織の行動

指示を受けた部署、組織は、企画総務課（配車係）及び避難所職員との連絡・調整を行いながら、次に示す施設等への避難支援を行う。

ア 保健福祉課（公用車）

個別避難計画に示す避難支援要請者宅に至り、次に示す順に避難支援を行う。

(ア) 中継施設から自宅が離隔している避難支援要請者の中継施設までの避難支援

(イ) 独歩が困難な避難支援要請者の避難所への避難支援

イ マイクロバス（職員添乗）

中継施設に至り、集合した避難支援要請者の避難所までの避難支援

ウ 消防団

個別避難計画に示す避難支援要請者宅に至り、避難所への避難支援

第2項 避難所の設置・運営

町は、避難情報の発令に伴い職員を派遣して避難所を開設するとともに、開設した避難所の運営にあたり、自主防災組織、社会福祉協議会等の連絡・協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行う。

町は、職員、自主防災組織、社会福祉協議会等の支援下においても、避難所運営職員、特に要配慮者への生活支援に関する要員が不足又は不足が予測される場合には、「災害時受援計画」に基づき、県及び町外機関、団体より広域的な支援を受ける。

1 避難所の受入体制

避難所に派遣された職員は、各主要指定避難所の「避難所開設・運営マニュアル」別紙1に示す運営本部編成により、同マニュアル第3「避難所受け入れ体制の確立」に示す受け入れ業務を行う。

この際、避難者名簿により避難者を把握するとともに、受付時の聞き取り及び避難者から提出される「避難者カード」により、負傷者、高齢者、障害者、遺児等の把握に努める。

2 避難所の運営

(1) 避難所に勤務する職員は、各主要指定避難所の「避難所開設・運営マニュアル」別紙1に示す運営本部編成により、同マニュアル第4「避難所の運営」に示す運営業務を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所運営本部は、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護支援専門員等の福祉人材が不足する場合は、災害対策本部を通じて県に応援要請を行う。

(3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、行動しやすい位置や必要なスペースの確保とともに、必要に応じ障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性

の視点等に配慮するものとする。

- (4) 受け入れ時において、自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等の把握に基づき、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者等の要配慮者に対して、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。
- (5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、社会福祉協議会を通じてボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズは、受付時の聞き取り及び避難者からの「避難者カード」の提出により把握するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、町内の公的住宅、町外の宿泊施設、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

町は、要配慮者の移送手段が不足する場合は、災害対策本部を通じて県に応援要請を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者世帯等に配慮する。

2 公営住宅・一般住宅の確保

町は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となる設備の整った公営住宅や一般住宅の確保に努める。

第2節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、町は、県、関係団体、社会福祉協議会等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要援護者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在する。

このため町は、「和木町業務継続計画」に基づき、災害救助業務等に並行して、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意して業務実施体制を確保して、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

この場合、必要に応じ「災害時受援計画」に基づき、応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

資料3-2 「災害時受援計画」

第2項 保健対策

町は、被災者の心身の健康を確保するため、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施するとともに、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 町の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康相談・栄養指導
- 2 山口県健康福祉センター、岩国健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、町は、「災害時受援計画」に基づく応援職員の他、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

町は、発災後直ちに福祉関係職員等を中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会等による訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 町は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

(2) 県は、町等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、こども園での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

(3) 町は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

町は、県と連携して災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、町等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

(1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、発電、給食等の施設設備の安全を確認する。

(3) 町は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

(1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、「災害時受援計画」に基づき、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は町・県に対し、支援を要請する。

町は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

(2) 被災地以外の地域の施設は、町等の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。